

令和 6 年 9 月 24 日  
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の  
最低制限価格制度実施要領」の制定について

みだしのことについて、適正な利益の確保や人材育成等のため、沖縄県建設業審議会の答申の算定式を下記のとおり反映した「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領（以下「実施要領」という。）」を制定したことをお知らせします。

なお、「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領（平成 27 年 2 月 27 日土総第 2314 号）」は、廃止します。

記

1 答申の算定式について

次の 2 業種の算定式を以下のとおりとする

(1) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）

算定式：「諸経費の額×0.60」→「諸経費の額×0.75」

(2) 地質調査業務（磁気探査業務含む）

算定式：「諸経費の額×0.50」→「諸経費の額×0.80」

2 適用時期

令和 6 年 10 月 1 日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

3 その他

実施要領はホームページに掲載

「1-29 沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領」